

適正利用促進制度のご案内

社会教育会館ご利用者様向け(2022年1月更新)

★適正利用促進制度とは

不来場をした利用者（予約の取り消しを行わず、終了時間までに使用料の納入もしない方）に対し、**不来場となった日の翌月の初日から3カ月間**、利用手続きに制限がかかります。適用期間中に再度不来場があった場合は、不来場1回につき3カ月間期間が延長されます。

★対象施設

- ・区民館（ホール・談話室を含む。）
- ・日本橋公会堂集会室
- ・産業会館集会室
- ・ほっとプラザはるみ集会施設（休館中）
- ・**社会教育会館 ※令和4年2月1日利用分～**

（事前払いのホール（全体利用（舞台・客席付））とギャラリー（展示利用）を除く）

★制限の内容

①**公共施設予約システムからの予約（抽選申し込み含む）が不可となります。**

電話または来館によりご予約ください。（抽選申し込みは来館のみ）

②**使用料の納入期限が設定されます。**

- ・抽選申し込みの場合

抽選月の翌月の2日から8日まで（1月の場合は、5日から11日まで）

- ・空室申し込みの場合

利用が決定した日の翌日から7日（休館日を除く）以内

（例）1日に予約した場合は1日～8日までに使用料を支払う

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13

利用が決定した日

利用が決定した日の翌日

利用が決定した日の翌日から7日（支払期日）

*上記の支払期日より先に利用期日が到来する場合は、利用開始前までに使用料のお支払いをお願いします。

★使用しないこととなった予約の取り消しについて

予約をした利用区分の**開始時間前※までに予約の取り消しをしてください。**

※午前を含む利用の場合（「午前のみ」「午前午後」「全日」）…利用日の**前日 21時まで**

※午後以降の利用の場合（「午後」「午後夜間」「夜間」）…利用日の利用区分開始時間前まで

*「午後」「午後・夜間」の場合は13時より前まで

「夜間」の場合は18時より前まで

上記にかかわらず、施設を有効活用していくため、使用しないこととなった際には速やかに取り消しのご対応を行っていただきますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。